

前橋市建設工事等フレックス工期による契約方式の実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等（以下「工事等」という。）の円滑な施工を確保することを目的に、発注者があらかじめ定めたフレックス工期の期間内で、受注者が工事等の始期と終期を柔軟に設定できる契約方式の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) フレックス工期 実工事期間と余裕期間の合計
- (2) 実工事期間 実際に工事等を施工するための期間で、発注者が設定した工事等の始期（以下「工事開始期限日」という。）から終期（以下「工事完成期限日」という。）までの期間（工事等に係る準備期間及び後片付け期間を含む。）
- (3) 余裕期間 フレックス工期基準日から工事等開始期限日までの期間
- (4) フレックス工期基準日 発注者が定めるフレックス工期の開始日
(対象工事等)

第3条 フレックス工期による契約方式とすることができる工事等は、次の各号の全てに該当する工事とする。

- (1) 緊急性のない工事等
- (2) 供用開始に影響がない工事等
- (3) 関連する工事等の進捗に影響を与えない工事等
(余裕期間)

第4条 余裕期間は、60日を超えない範囲で設定することができる。

(工事等の費用の積算)

第5条 工事等の費用の工事費の積算は、実工事期間を基に行うものとし、実工事期間を超えた期間に係る計算上の割増しは行わない。

(入札公告等の記載)

第6条 フレックス工期による契約方式で実施する競争入札における入札公告、指名通知書等には、次に掲げる内容を記載するものとする。

- (1) フレックス工期による契約方式であること。
- (2) 受注者が選択した期間により増加する経費は、受注者の負担とすること。
- (3) 契約工期の始期日の前日までは、現場への搬入、仮設物設置、着手等を行うことはできないこと。
- (4) 契約工期の始期日の前日までの期間の当該工事現場の管理は、市の責任において行うこと。

(契約工期の設定)

第7条 受注者は、フレックス工期基準日から工事開始期限日以前の任意の日を契約工期の始期日、工事完成期限日以前の任意の日を契約工期の終期日に設定し、契約工期とする。なお、契約工期の設定は、工事等を実施するために要する準備及び後片づけ期間並びに休日の確保など適正な工期確保を基本とする。

2 受注者は、契約締結後において、建設資機材や労働者等の確保のため工事等全体の工程を見直す必要が生じた場合は、工事完成期限日までは書面により工期の延長を請求することができる。

(技術者等の配置)

第8条 受注者は、契約工期の始期日の前日までは、現場代理人、主任技術者及び監理技術者等の配置を要しない。

(関係書類の提出時期等)

第9条 受注者は、契約工期の始期日の前日までに現場代理人等通知書又は主任技術者等通知書及び工程表を提出しなければならない。

(契約工期の始期日までの現場管理)

第10条 契約工期の始期日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うものとし、受注者は資材の搬入及び仮設物の設置等を行ってはならない。

(経費の負担)

第11条 フレックス工期に基づく契約により増加する経費は、受注者が負担する。

(前金払の取扱い)

第12条 受注者は、契約工期内において、前払金を請求できる。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日以降に起工する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日以降に起工する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。